

報告第二十一号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの
で、同条第二項の規定により報告する。

平成二十九年十一月二十八日

江戸川区長 多田正見

和解調書(総括表)

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	469,348 円	1 件
合 計	469,348 円	1 件

和解調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	469,348 円	平成29年3月9日	東京簡易裁判所 平成29年(ハ)第101162号	平成12年12月8日	元金 180,000 円 利息金 10,600 円 遅延損害金 278,748 円	平成29年4月から平成31年10月まで 毎月20日限り15,000円ずつ 平成31年11月20日限り4,348円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民(債務者)
計	469,348 円	/	/	/	/	/	/